

# 令和6年度 いじめ防止基本方針

山形市立金井中学校

## 1 いじめの定義とその様態

### (1) 定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものである。 【いじめ防止対策推進法・定義による】

### (2) 具体的な様態

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- エ 金品をたかられる。
- オ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、私物を捨てられたりする。
- キ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## 2 いじめの理解と対応の基本視点

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験しているのが実状である。さらには、いじめに対しては、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気的形成されるようにすることが大切である。いじめは絶対に許されないこと、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるということを踏まえて指導していく。

- ・いじめ防止のための手立て
- ・いじめ早期発見のための手立て
- ・いじめ早期対応・早期解決のための手立て

の3つの視点に立って学校としての対応をとる必要がある。

また、いじめを認知してからの記録をとる。

## 3 いじめへの対応

### (1) いじめ防止のために

『互いに認め合い、高め合える人間関係の育成を図る』ことを大きなねらいとし、生徒が、あたたかな心とゆたかな感性を持つことができるようにする。また、家庭並びに地域で温かく見守られていることを知り、自分がかげがえのない存在であることを感じるようにする。

#### ① 授業

- ・わかる喜び、できる喜びを実感できる授業を目指し、生徒同士が関わり合う場面を設け、互いに認め合う関係を築くことを重視した授業を展開する。

- ・ 道徳、学活等の充実を図る。
  - ② 生徒会
    - ・ 「真・金井中生徒会宣言」を具現化するための活動を展開する。
  - ③ 学校行事や部活動
    - ・ 互いに支え合い、認め合い、自己肯定感を高める人間関係づくりを行う。
  - ④ 生徒対象『研修会』の実施
    - ・ 発達段階を考慮し、県S Cや外部講師による「人間関係づくり」や「いのちの大切さ」を学ぶ研修会を適時計画する。
  - ⑤ 家庭・地域との連携
    - ・ 学校ホームページ等を通して「いじめ防止基本方針」についての理解を得、未然防止や早期発見・対応において、家庭との連携をとる。
    - ・ SNSの使用や情報モラルに関して、家庭・地域・関係機関と連携した対策を推進する。
- (2) いじめ早期発見のために

職員研修等によりいじめの兆候を感じ取る感覚を養うとともに、アンケート等による調査を計画的に実施し、生徒の心情や実態を把握できるようにする。さらに、知り得た情報を職員間で共有化し、組織で対応できるようにする。

- ① 教職員の指導力の向上
  - ・ Q Uの結果分析から、集団内の人間関係を把握し、個別の支援や集団づくりにおける指導・改善を図る。
  - ・ 職員研修を行い、いじめの未然防止と早期発見・対応についての理解のもとに的確な対応ができるようにする。
- ② 計画的なアンケート調査
  - ・ アンケート調査を計画する。
    - 県いじめアンケート 年2回（6月・10月）
    - 生活アンケート 年4回（5月・9月・1月・2月）
- ③ 教育相談（旬間）の実施
  - ・ 生徒の不安・悩み等（いじめを含む）について、教育相談（旬間）を計画し、適切な対応を行う。
- ④ 生徒が相談できる関係づくり
  - ・ 生徒同士及び生徒と教員の好ましい人間関係づくりに努め、相談できる関係づくりを行う。
- ⑤ 家庭との連携
  - ・ 生徒の様子に異変を感じた際には、家庭にすぐ連絡を取り、情報を共有して対応にあたる。
  - ・ いじめ発見のためのチェックリストを家庭に配布し、子どもの様子を見る際のポイントを提示する。
- ⑥ 地域との連携
  - ・ 地区の防犯協会・健全育成連絡協議会・P T A生活指導部との連携による朝の挨拶運動や、放課後の下校指導を行う。
  - ・ 各種協議会への参加を積極的に行い、生徒に関する情報を共有する。

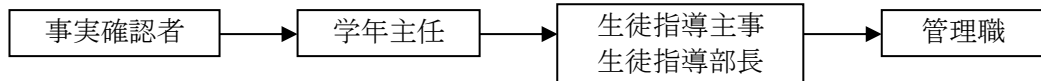
### (3) いじめの早期対応について

いじめの対応は、重大事態に至る前に、把握したいじめの情報を早く・正確に報告・共有することが大切である。さらに、いじめの対象になっている子どもの気持ちを最優先させた対応、保護者との連携を密に行うことが大切である。いじめの内容、対象となった子どもの状態により、外部機関への報告、連携も行う。

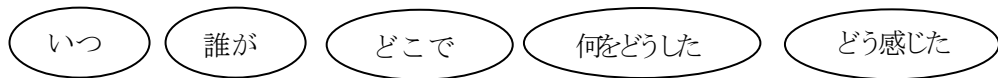
市教育委員会の手引きを参考にしながらも、次のような手立てをとる。

#### ① 早期報告

- ・ 報告の手順



- ・ 報告は、生徒が



の内容を原則とし、複数で聴き取りにあたり、報告は記録を必ず取っておく。その際には、被害生徒と加害生徒の感情や気持ちの面を大切にする。

#### ② 早期対応

- ・ いじめへの対応は、当事者の状況、さらには、その内容により、必要な場合には、いじめ対策委員会を結成し、組織的に対応する。

## 4 いじめ対策委員会

### (1) 組織メンバー

<内部より> 校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部長、学年主任、担任の他、必要に応じて他の職員も加える。

<外部より> いじめの内容・程度、被害者の状態により、メンバーを人選し加える。

例 地区の有識者、PTA、カウンセラー、校医など

- ・ いじめ対策委員会で検討した対応策に基づき、組織で対応する。

### (2) 対応のポイント

- ① 被害生徒とその保護者への対応をていねいに行う。特に、感情面の話を十分に聞き、受容する姿勢を示す。同時に、加害生徒への指導との保護者への連絡もていねいに行う。
- ② 被害生徒とその保護者との連携を密にとり、必要に応じて、カウンセラー、校医にも対応を依頼する。
- ③ 被害生徒と加害生徒との関係修復を図る。
- ④ いじめの解消が確認されるまで（行為がなくなってから概ね3ヶ月）、状況について被害者本人や保護者との連絡を継続して見守る。

以上、これらの基本方針をもとに、いじめの根絶を図る。